

災害時における燃料等の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に燃料等の必要が生じた場合、その供給について、浦安市（以下「甲」という。）と（社）千葉県プロパンガス協会市川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（燃料等の種類）

第1条 燃料等の種類は、プロパンガス・灯油及び器具とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（供給手続）

第2条 災害時に、甲が燃料等の供給を受けようとするときは、災害時燃料等供給要請書（様式1）により、乙へ要請するものとする。

ただし、要請書をもってすることができないときは、電話等で要請し事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第3条 乙は前条の規定により要請を受けた場合、甲に対して直ちに燃料等を引き渡すものとする。

（支払い）

第4条 甲は災害復旧後、乙に対して速やかに適正な価格により供給を受けた燃料等の代金を支払うものとする。ただし、燃料等の費用は、災害時直前の価格とする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。ただし、有効期間満了の1ヵ月までに甲・乙のいずれからも何ら異議の申立てのないかぎり自動的に継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年2月1日

（甲） 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市

浦安市長 熊川好生

（乙） 千葉県市川市新田1丁目8番3号

社団法人 千葉県プロパンガス協会

市川支部長 浮谷守治